

漫画作品にみる「図書館の自由」

～「利用者の秘密」を漏洩する図書館員～

山 口 真 也 (yamaguchi@okiu.ac.jp)

はじめに

筆者は本誌第5巻1号掲載論文「漫画作品に見る学校図書館職員のイメージ」において、学校図書館を中心に図書館と図書館員がメディアにおいてどのような役割を果たしてきたか、ということを、漫画作品を例にとって調査・分析した¹。その結果、メディアの中で学校図書館員が行うサービスとは「利用者を注意する」「図書委員の指導」「貸出」などの「図書館の管理者」としての仕事に集中し、図書館司書としての「情報の専門家」、あるいは司書教諭としての指導的相談的な役割についてはほとんど触れられていないことが明かとなった。なかでも特に興味深いことは、「図書館の自由に関する宣言」² や「図書館員の倫理綱領」³に明記されている「利用者の秘密を守る」という役割・職務については、作品中で触れられていないだけでなく、反対に「秘密を漏洩する」という行為が多く描かれているという点であった。しかも、漫画作品内の漏洩行為は、ストーリー展開上の重要な行為として描かれるケースが多く見られた。読者への影響を考慮するなら、こうした図書館員による漏洩行為が、不用意に、しかも繰り返し描かれることは、図書館界にとって大きな問題であろう。

ところで、前回の調査では、学校図書館が登場する作品を中心に、1990年代以降、合計311作品のみを考察の対象としただけであった。その後の調査により、図書館あるいは図書館員が登場する漫画作品について、1967年から2001年に発表された作品まで、合計1784作品収集することができた⁴。1ヶ月に約500冊(種)の単行本が出版されると言われている国内のコミック市場において、まだまだすべての作品を調査対象としたとは言えない状況ではあるが、前回の分析時よりもさらに綿密な分析が可能となったことは確かである。追加調査の中で、いくつかの興味深い事例も新たに発見することができた。研究の途中ではあるが、本論文では、漫画作品における図書館員の問題行動について、利用者に対する責任の一つである「図書館は利用者の秘密を漏らさない」という観点から考察してみたい。

1 山口真也著「漫画にみる学校図書館と学校図書館職員のイメージ」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第5巻1号、2000 10

2 1954年日本図書館協会全国図書館大会採択、1979年改訂

3 1980年日本図書館協会総会採択

4 2000年代130作品、1990年代844作品、1980年代554作品、1970年代246作品、1960年代10作品。作品名は「図書館漫画ホームページ」(<http://www.geocities.co.jp/Bookend/7566/home.html>)参照

5 松村明ほか監修『新辞林』三省堂、1998、p1800

1. 研究の方法

1.1 調査の対象

漫画とは「絵、または絵と台詞によって表現される物語⁵」である。本研究では、この定義に該当する作品のうち、現代文明を舞台としない歴史漫画を除く全てのジャンルの作品を対象とした。なお、日本の漫画作品は単行書(コミック)として発表・集成されることが多い。入手のしやすさを考え、ここでは単行書を中心に調査を行った。

1.2 調査・分析の方法

幅広いジャンルの作品を収集することを目的とし、まず、『出版年鑑』(出版ニュース社)と、『オリコン年鑑』(オリコン)に掲載されたコミック売上部数上位10作品と話題作のうち、1.1の考察対象となる作品を収集した⁶。次に、インターネット上の掲示板にて情報を募集し、寄せられた情報と上記調査から明らかになった著者名等を手がかりに、書店・漫画喫茶の在庫から、図書館と図書館員の登場場面の有無を調査した。ここで言う「図書館」とは「資料を収集・整理・保存し、利用者に提供する」機関、「図書館員」とは「図書館に働くすべての職員の総称」⁷(臨時職員、司書教諭を含む)と定義した。ただし、学校図書館員については、学校図書館業務を主とする人物であることを要件とし、授業を担当しながら図書担当係(委員)をとつとめる「係教諭」や「図書委員」は含まない。

なお、上記作品のうち、同一タイトルの下でコミック複数巻にまたがって出版される作品と、いわゆる「4コマ漫画」については総合タイトルを1作品とし、「短編集」として1巻の中に複数話が収録される作品群については、各話を1作品として集計した。以上の調査の結果、2001年9月30日現在までに1784作、1909館の図書館、447人の図書館員を収集することができた。その内訳は表1、表2の通りである。

表1 漫画作品に登場する図書館数 (年代別・館種別)⁸

館種 年代	2000年代	1900年代	1980年代	1970年代	1960年代	合計
公 共	31	197	161	70	2	461
学 校	66	410	250	109	2	837
	19	96	63	38	1	217
	4	32	10	7	0	53
	6	32	19	11	0	68
	合計	95	570	342	165	1175
大 学	4	74	44	8	1	131
	国 内	1	5	2	2	11
	海 外	2	8	5	0	16
	合計	3	13	7	2	27
専 門	4	42	23	3	2	74
不 明	3	21	8	9	0	41
合 計	140	917	585	257	10	1909

6 『出版年鑑』『オリコン年鑑』にコミック売上情報が掲載されるのは1990年代以降

7 「YAHOO掲示板」<http://messages.yahoo.co.jp/yahoo/>、「goo掲示板」<http://goo.ne.jp/>

8 日本国書館学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語事典』丸善、1997、p148

9 1作品に複数館種の図書館が登場するがあるため、調査作品数「1784」とは一致しない。

表2 漫画作品に登場する図書館員数（年代別・館種別）

館種 年代	2000年代	1900年代	1980年代	1970年代	1960年代	合計
公 共	14	106	52	19	0	191
学 校	高校	9	65	35	0	125
	中学	0	15	10	5	30
	小学	0	1	0	0	1
	不明	0	3	0	0	3
	合計	9	84	44	21	158
大 学	国 内	1	30	14	1	46
	海 外	1	9	4	1	15
	合 計	2	14	7	1	27
	専 門	4	10	5	0	19
不 明		1	2	2	1	6
合 計		31	246	124	43	447

1.3 図書館員のサービス・行動

次に、1784の漫画作品に登場する図書館員が作品中でどのような業務に従事しているかということを紹介してみよう。表3は、調査対象とした漫画作品中に登場する図書館職員の業務と館内での行動を調査した結果である¹⁰。漫画では、図書館員の仕事として館内での騒音に対して「利用者を注意」するという行動が描かれることが最も多く、次に「貸出」「カウンターの番」「排架・書架整理」が続いている。一方、近年注目されている「情報サービス(レンズ・情報検索サービス)」についてみると、公共図書館や大学図書館では若干確認できるものの、学校図書館では1場面も描かれていない。学校図書館員については、特に「情報の専門家」というイメージは希薄であり、前回の調査時とほぼ同じ結果となった。

本論文において考察の対象とする「利用者の秘密を守る」という行為は、表3では、「利用記録の調査」として集計している。ここで言う「利用記録の調査」とは、利用者のプライバシーにあたる情報(貸出記録や個人情報)についての照会に対して図書館員が答えるという行動・サービスを指す。さらに、「不注意による漏洩」や「利用記録の目的外利用(個人的な使用)」もあわせて集計すると、その数値は「39」となり、図書館員の全ての行動の中で5番目に多く描かれている。こうした結果は、前回の学校図書館を対象とする調査結果とほぼ同様であり¹¹、漫画作品において、「利用記録の調査」という行動が、図書館員の一つの重要なサービスとして認識されていることが分かるだろう。図書館員は「利用者の秘密を守る」存在ではなく、むしろ積極的に「ばらす」存在であることが確認できる。結論を先に言えば、漫画作品の中で、「利用者の秘密を守る」という職業倫理に対して忠実に行動する図書館員が描かれるることはほとんどないである。

10 同一職員が一場面にて複数種のサービスを行う場合は、主なサービス二つを集計した。カウンターに座っているだけの行動については「カウンターの番」として集計した。

11 山口真也著「漫画にみる学校図書館と学校図書館職員のイメージ」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第5巻1号、2000.10, p15

表3 図書館員のサービス・行動（館種別／合計順）

サービス・行動	館種	公共	学 校					大学	団立	専門	不明	合計
			高校	中学	小学	不明	合計					
利用者を注意		46	51	7	0	1	59	9	1	1	1	117
貸出		54	20	4	1	1	26	11	0	2	1	94
カウンターの番(居眠りを含む)		35	14	3	0	0	17	11	2	1	1	67
排架・書架整理		31	13	1	0	0	14	3	0	1	0	49
利用記録の調査(不注意による漏洩・個人的利用を含む)		14	14	1	1	0	16	8	1	0	0	39
蔵書検索・所蔵調査・排架場所の案内		21	6	0	0	0	6	5	3	1	2	38
情報サービス		8	0	0	0	0	0	9	5	9	0	31
閉館準備		16	7	4	0	0	11	3	0	0	0	30
図書委員の指導		0	19	4	0	0	23	0	0	0	0	23
資料の受け渡し		5	2	0	0	0	2	2	4	3	0	16
資料収集・除籍		6	4	2	0	0	6	2	0	1	0	15
読書案内・相談		7	0	0	0	0	0	1	0	0	1	9
予約・リクエスト		6	3	0	0	0	3	0	0	0	0	9
資料整理		2	5	0	0	0	5	0	1	0	0	8
同僚を注意		2	5	0	0	0	5	0	0	0	0	7
図書委員を注意		0	4	3	0	0	7	0	0	0	0	7
相互貸借		3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	5
入館手続き・審査		2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4
複写		1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	3
図書館作りの作成		1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
レフェラルサービス		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
開館準備		0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
清掃		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
読書調査		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
図書館実習生の指導		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
催し物の企画・準備		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
利用方法の案内		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
読み聞かせ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計		268	169	30	2	2	203	66	20	19	6	582

2. 図書館員の問題行動

2.1 「問題行動」の定義

漫画作品にみる447人の図書館員について、そのサービス・言動を調査し、その問題性について考えてみよう。

一口に「図書館員の問題行動」といっても、その内容は様々である。例えば、『セーラー服心中』という漫画作品の中には、図書館員がカウンターで居眠りをして、「おじさん、また寝てる……」と利用者に評される場面がある¹²。図書館員=いつも居眠りをしている人=暇な人、というイメージの連想が背景にあるとすれば、こうした図書館員ばかりが描かれるることは問題であろう。また、『教師にやらせな！』(図1)での「司書の立

12 山崎みちよ著『セーラー服心中』講談社, 1995, p3

13 酒井美羽著『教師にやらせな！』角川書店, 1997, p67



この部分は電子化を希望しません
この紙が貼ってある部分以外の箇所は

電子化を希望します)



この部分は電子化を希望しません
 (この紙が貼ってある部分以外の箇所は
 電子化を希望します)

場を利用して自分の好きなホモ系ジュニア文庫を仕入れてる¹³」職員の行動については、「恣意的な選書」という問題も見られる。このほか、『ALEXANDRITE』(図2)のアルバイト職員が友人の宿題ために、「みんな調べに殺到してるわ」「こっそりよけといたんだから¹⁴」「はい、これ関連の本」と、図書の取り置きをするシーンや、『天才柳沢教授の生活』の大学図書館「司書」が、推薦図書を探しに来た利用者を「うつとうしい」という理由で「うるさいわね¹⁵」とあしらっているシーンなども、利用者に対する平等な対応とは言い難い。

ただし、これらの行動については、必ずしも図書館員の専門的な職務と直接的に結びついているわけではない。居眠りや個人的な趣味を満足させるための業務、サービス対象への差別的な扱い(または依怙贔屓)は、他の職種にも共通した問題行動である。さらに言えば、漫画作者の側には、こうした一連の問題行動について、「やってはいけないことだからこそおもしろい」という発想があるようにも思われる。受け手となる読者の側も、同様に、「冗談」や「誇張」という表現の一つとして、作者のメッセージとして受け取っているだろう。よって、これらの行動は、作品中ではもちろん問題となる行動ではあるが、本稿が以下において主に取り上げ、論じるべき「問題行動」ではない。ではどのような行動が「問題行動」なのか?

ここで言う「問題行動」は、「図書館の自由に関する宣言」や「図書館員の倫理綱領」などに規定された図書館員のあるべき姿が、漫画作品の中で、全く無意識に歪められた形で描かれているケースをさす。つまり、「問題行動」とは、誇張や冗談といった漫画特有の表現方法で描かれた行動ではなく、作者やその受け手である読者との間に問題意識が全く存在せず、図書館員の行動として特に問題とは考えられていない(と推測できる)事例を意味している。

2.2 「利用者の秘密を守る」とは?

では、具体的にどのような行為がここで言う「問題行動」に当たるのか。本稿で注目したい行動は「利用者の秘密を守る」という「図書館員の倫理」に関連する行動である。言うまでもなく、図書館における各種の記録(利用記録)は、利用者個人の高度なプライバシーに属する。例えば、女性的な趣味を持つ男性がいるとして、その男性が編み物の本や、料理の本を人前で読むのはやはり抵抗があるだろう。人に知られたくない病気について悩んでいる利用者が、その症状について詳しく知るために図書館にある医学入門書を読むこと

14 成田美名子著『ALEXANDRITE』4巻,白泉社, 1993, p173

15 山下和美著『天才柳沢教授の生活』11巻, 講談社, 1997, p163

もあるだろう。

もし、他人には知られたくない読書内容が、簡単に第三者に知られてしまうような図書館が存在するとすればどうなるだろう。当然ながら、利用者は、その図書館を全く利用しなくなるか、もしくは、その図書館では人に知られても問題のない、当たり障りのない資料しか利用しなくなるはずである。つまり、利用者の読書行動が歪められてしまう可能性が高いのである。こうした状態では、「知る自由」を保障するという図書館としての本質的な機能を全く果たすことができない。すなわち、図書館における利用者の様々な行動の中には、他人に知られたくない行動を含む場合があり、図書館員は、本人の承諾なしに、利用者の秘密を第三者へと開示することは許されないのである。

なお、「利用者の秘密を守る」という行動規範については、「図書館の自由に関する宣言」や「図書館員の倫理綱領」にも明記されている。具体的には、「図書館の自由に関する宣言」の解説書にて、以下の項目に関して、利用者に無断での情報開示と目的外使用が禁止されている¹⁶。本稿では、以下の5つの項目について、漫画作品にみる図書館員の問題行動を考えてみたい。

- 1) 利用者の氏名、住所、勤務先、在学校名、職業、家族構成など
- 2) いつ来館(施設を利用)したかという行動記録、利用頻度
- 3) 何を読んだかという読書事実、リクエストおよびレファレンス記録
- 4) 読書傾向
- 5) 複写物入手の事実

3. 「利用者の秘密」を漏洩する図書館員

既に述べたように、「利用者の秘密を守る」という図書館員の倫理は、漫画作品の中ではとんど描かれておらず、反対に「利用記録の調査」という形で描かれることが多い。つまり、「利用記録の調査」とは、上記の5項目に関して、図書館員が利用者からの依頼に応じて貸出記録等の情報を開示するという行為、または、図書館の業務とは無関係に(目的外で)使用する行為を意味している。以下、「利用者の秘密を漏洩する」図書館員の行動とその問題点を、作品ごとに詳しく考察してみよう。

3.1 貸出記録の漏洩

図書館において、貸出の際に管理される様々なデータは、「図書館の自由に関する宣言」の中でも、その管理が最も重視されている「読書事実」の一つである。貸出記録は個人の興味関心を直接的に示すものであり、「利用者の秘密を守る」という図書館員の職務の中で

16 日本国書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『図書館の自由に関する宣言1979年改訂解説』日本図書館協会、1987、p29

最も重要なものと考えられている。漫画作品の中で描かれている図書館員による貸出記録の第三者への漏洩行為は、いくつかのパターンに分けることができる。

(1) 貸出記録による人探し・犯人探し

事件解決をテーマとするいわゆる「ミステリー作品」には、主人公が図書館の貸出記録をヒントに、人探しや事件を解決するための推理、「謎解き」がしばし描かれている。当然ながら、こうした「謎解き」は、ミステリー作品において最も重要な場面の一つである。また、「人探し」のために図書館の貸出記録が使用される場面は、テレビドラマや小説などでもたびたび描かれているという報告もある¹⁷。「図書館員の倫理」に対する理解が、一般にはまったく定着していないことが分かるだろう。

例えば、『金田一少年の事件簿』(図3)では、事件解決の鍵となる本に貸出カードがないことを不審に思った主人公が職員に問い合わせたところ、「その本でしたら、3週間前から3年生の桜樹るい子さんが借りているハズですよ」¹⁸と返答する場面が描かれている。その言葉を手がかりに、主人公は「桜樹るい子」が殺害した犯人がその本をこっそり図書室に戻しておいたことを悟り、物語は事件解決へと大きく動き出す¹⁹。

『図書館の自由とは何か』²⁰や、図書館大会の「図書館の自由に関する宣言・移動展示」²¹において問題性が指摘されている『探偵日記』(図4)もまたそうしたパターンの一つである。ある日、主人公が図書館から『白昼の誘拐魔』というミステリー小説を借りてみると、一部のページが切り取られていた。翌日、書店で買った同じ本と切り抜き部分を比べてみると、「息子は預かった」「警察には知らせるな」「2790万円用意して連絡を待て」と

この部分は電子化を希望しません
(この紙が貼ってある部分以外の箇所は
電子化を希望します)

この部分は電子化を希望しません
(この紙が貼ってある部分以外の箇所は
電子化を希望します)



17 森村誠一著『凶水系』(1975年『週刊実話』連載)、『ぴあの』(NHK朝の小説、1994年4月放送)など。詳しくは、馬場俊明著「フィクションのなかの『読書の自由』」「図書館は利用者の秘密を守る」(図書館と自由 第9集)日本図書館協会、1988、p57-76参照

18 金成陽三郎・さとうふみや著『金田一少年の事件簿』第5巻、講談社、1993、p32-36

19 本作品はテレビドラマ化(『春満開!サスペンス 金田一少年の事件簿ー学園七不思議殺人事件』日本テレビ、1995年放送)、アニメ化(『金田一少年の事件簿 学園七不思議殺人事件』日本テレビ、1997年放送)されているが、ストーリーが若干変更されており、主人公が図書室で調べ物をするシーンはカットされている。

20 日本国書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『図書館は利用者の秘密を守る』(図書館と自由 第9集)日本図書館協会、1988、p66

21 日本国書館協会作成パネル『なんでも読める 自由に読める!』2000年度全国図書館大会

いう文字の部分が切り抜かれていることが判明する。図書館の本を切り抜いた人物が誘拐をたくらんでいるのでは？、と不審に思った主人公とその知人は、『白昼の誘拐魔』を過去に借り出した帶出者氏名を図書館員に尋ねる、というシーンである。なお、作品中にて、図書館員は「図書館の個人データにも秘密保持の原則がありますのよ²²」と答えており、この作品については貸出記録が利用者のプライバシーであることに対する理解は見られるようだ。

ミステリー作品『黒の輪舞(ロンド)』でもまた、学園で起こった殺人事件を追う主人公が貸出記録を図書館員に照会する場面が描かれている。作品の中で、主人公は、一連の事件が、図書館で偶然見つけたある魔術の本に関連しているのでは、と考える。しかし、後日、図書館に行くとその本は書架から消えていた。自分の行動を察した犯人が本を借り出した、と考えた主人公は図書館員にその帶出者氏名を尋ねる。これに対して、図書館員は「貸出禁止ですよ、誰かが借りたなんてことは……²³」と答えるだけである。結果として、貸出記録が開示されることはないが、それは、たまたま、照会された資料が「貸出禁止」であったからであり、利用者の秘密を守ることが優先されたからではない。本作品においてもまた、図書館員に帶出者氏名を聞き出すことが「図書館員の倫理」に反することであるという認識は全く見られない。

この他、図書館員自らが探偵役として貸出記録を漏洩する物語もある。例えば、『ハーフ＆ハーフ』(図5)では、図書館内で起こった殺人事件を解決するために、図書館員が(積極的に)貸出記録を警察関係者に開示する場面が描かれている。「毎日傾向の異なる、それも人気のない本ばかりを一冊ずつ借りていく」利用者数人の行動を不審に思った図書館員は、これまでの貸出データを調べ、彼らが本を借りる際には、必ず貸し出しカウンターにある男性職員がいることを明らかにする。この男性職員は「LSD(幻覚剤)」のやりとりに図書の貸出サービスを悪用しており、そのことが女性職員に知られてしまい、殺人を犯してみたいのである²⁴。結果として、図書館員による情報提供は犯人探しには大いに役に立ったが、「図書館の自由に関する宣言」では、利用者の貸出記録を外部に開示するためには、「憲法第35条にもとづく令状を確認」することを条件としており、捜査目的であっても、安易な情報開示は認められていない。

22 くぼた尚子著『探偵日記』第2巻、白泉社、p148-151

23 松本洋子著『黒の輪舞(ロンド)』講談社、1983、p71

24 杜野亜希著「ハーフ＆ハーフ」『別冊花とゆめ』2001年6月号、白泉社、p37-43



この部分は電子化を希望しません
(この紙が貼ってある部分以外の箇所は
電子化を希望します)



図5 『ハーフ＆ハーフ』
©杜野亜希／白泉社

図書館を舞台とするオカルト作品『幻境図書館』(図6)では、貸出記録の漏洩について一定の作者の問題意識は確認できる。例えば、「第3話 呪われた本」では、読んだ人間を不幸にすると噂される『白魔術の実践』という本の行方を心配する利用者(白魔術師)と職員との間で次のような会話が描かれている。

白魔術師(利用者)「『白魔術の実践』という本を捜しているんだが…」

主人公(図書館員)「ただいま貸出中です」

白魔術師「なにっ」「どこの誰が借りていったんだ!」

主人公「利用者のプライバシーに関するることはお答えできないことに…」

白魔術師「そこをなんとか教えてくれ」「早くしないとたいへんなことになるんだ!」

主人公「いかなる²⁵事情があろうとも」「あなただけ特別扱いというわけにはまいりません」

白魔術師「くっ……」

つまり、本作品では、貸出記録が個人の秘密を含む個人情報であり、それを守ることが図書館員の仕事であると作品中において描かれているのである。「利用者の秘密を守る」ということに関して、図書館員の職務が漫画作品内で描かれるることは極めて珍しく、作者の図書館に対する見識は高く評価できるだろう。

しかしながら、この図書館員は「第4話 髪の魔力」において、「髪切り魔」事件を解決するために、関連する図書の貸出記録を自ら調べ、その情報を知人である白魔術師に伝えてしまっている(図7)。漏洩行為の直後に、図書館員は「個人情報を利用するなんて図書館言書のやることじゃないなと思って……」²⁶と反省する場面も描かれているが、作品において、貸出記録を守ることよりも、事件解決を優先させていることには変わりない。「利用者の秘密を守る」ことは確かに図書館員の仕事として描かれてはいるが、残念ながら、その程度の倫理としてしか描かれていないようだ。この他、図書館員が登場しない作品においても、貸出記録は人探しや犯人探しのために使われる場面が多く描かれており²⁸、ミステリー作品にとって、図書館の利用記録は、個人の素性や行動を探る上で大変便利なツールと考えられていることが分かる。

この部分は電子化を希望しません
(この紙が貼ってある部分以外の箇所
電子化を希望します)

この部分は電子化を希望しません
(この紙が貼ってある部分以外の箇所
電子化を希望します)

図7 『幻境図書館』
©河路悠／秋田書店

25 河路悠著『幻境図書館』第1巻、秋田書店、p120-122

26 原文では「いかな」と表記されている。前後の文章から「いかなる」の誤植と判断した。

27 河路悠著『幻境図書館』第1巻、秋田書店、p178-180

28 例えば、岸本加奈子著『闇からのリクエスト』集英社、1987、岳倉りく著『LEAF』ラポート、1996、など

(2) 貸出記録が残るシステム

図書館が貸出サービスの際に、コンピュータやカードなどを通じて、帶出者氏名、タイトル、返却期限などの貸出記録を管理する目的は、図書がいつまで貸し出されているか、ということを把握することにある。つまり、図書館の貸出記録は、図書を管理するためのものであって、個人の読書傾向を管理する目的の下で集められるわけではない。従って、返却後、つまり、図書を管理するという目的を果たした後の貸出記録は、当然ながらコンピュータ上から消去されるべきであり(カード式の場合は利用者にカードを返す)、いつまでも貸出記録を保存し続ける必要性はない。よく言われるように、貸出記録というものは、図書館内に保管されて続けている限り、常に漏洩の危機にさらされることになる。コンピュータで管理している場合は特にネットワークを経由しての侵入者への対策も必要だろう。とすれば、利用者のプライバシーである貸出記録を最も効果的に「守る」方法とは、必要最低限の記録のみを保管し、不要になればすぐに消去することになる。

しかしながら、漫画作品の中では、貸出記録は図書館内にいつまでも残されているという誤解がいくつ見られた。例えば、先述の『探偵日記』(図8)では、主人公とその知人が、図書館の本を破った人物を捜すのために帶出者氏名を図書館員から聞き出そうとする場面が描かれている。先述のように、この図書館員は「秘密保持」という理由で、その申し出を断っているが、過去の貸出記録は当然のように残されており、そのことに対する説明はない²⁹。「当然ですわ」といったセリフは、こうした考えをまったく意識しないものだろう。

過去の貸出記録を使って殺人の動機を探る『ハーフ&ハーフ』にもまた、返却後も貸出記録が残されているシステムが描かれている。詳しい説明はないが、過去の貸出記録を表示するコンピュータ画面には「貸出日」の他にも「返却日」が表示されており、本システムにおいて返却後もデータが残されていることが確認できる(図9)。

貸出記録が残るシステムの問題に関連して、上述の『ハーフ&ハーフ』には、「利用者の名前」や「客が過

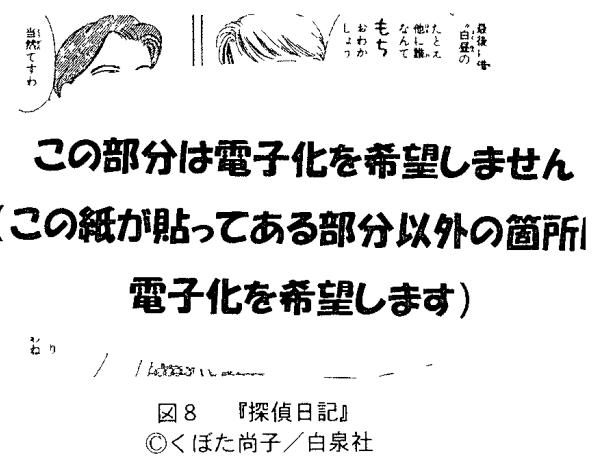


図8 『探偵日記』
©くぼた尚子／白泉社

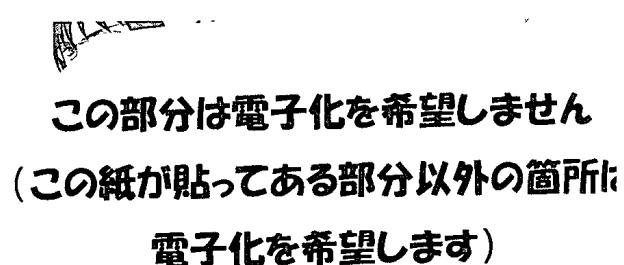
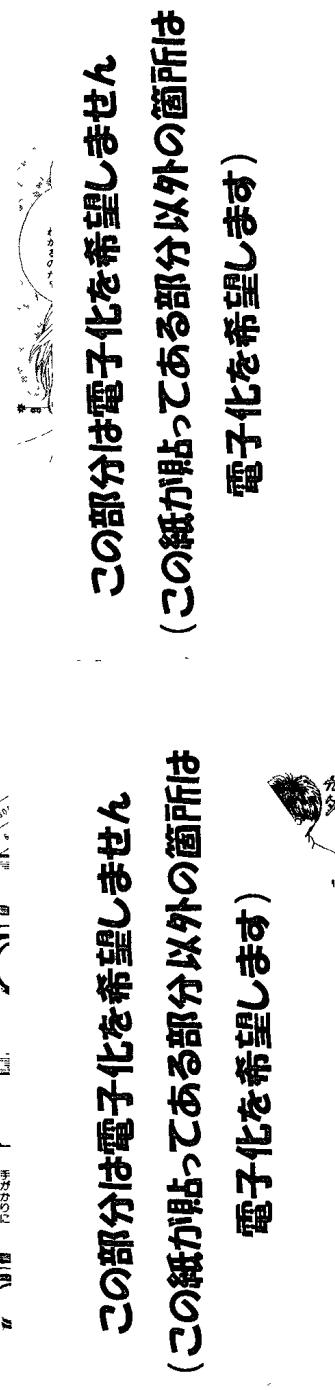


図9 『ハーフ&ハーフ』
©杜野亜希／白泉社

29 くぼた尚子著『探偵日記』第2巻、白泉社、p150



この部分は電子化を希望しません

電子化を希望します



この部分は電子化を希望しません

電子化を希望します

(山口一子著『実業之日本社』)

去に借りた本」を「貸出や返却の手続き」をしている間に覚えてしまう図書館員が登場する(図10)。ある利用者から所蔵調査を依頼された際に、この図書館員は「あなたが以前お借りになった『吸着性と親和性』という本にも関連する項があったはず…」と語り出している。周囲の人物は彼の言動に対して驚きと感心を示してはいるが、批判や反感を覚える様子はない³⁰。しかしながら、そもそも、特定個人の貸出記録を記憶することは図書館員の仕事ではないし、(親しい関係であれば別として)自分の読書傾向を逐一図書館員が把握しているとすれば、利用者は自分の頭の中を覗かれているようであまりいい気持ちはしないだろう。業務上、個人の読書傾向を記憶する必要があったとしても、図書館員はそれを不用意に利用者に伝えることがあってはならない。

1998年に発表された『図書室の彼』では、コンピュータにおいて貸出を管理しながらも、図書カードに書名を書かせるという作業も課している³¹。一般に、カード式からコンピュータ管理へと移行する理由は、「省力化」とともに、「プライバシーの保護」が挙げられるが、本作品においては、こうした認識はみられない。この他にも、図書館員は登場しないが、図書室のコンピュータに過去の貸出記録が残されている事例は、いくつかの作品に見られた。例えば、『BISHOP』(図11)では、失踪した友人の行方を探す男子生徒が図書委員に協力してもらい、友人の貸出コードを使って、4ヶ月のあいだに124冊の本を読んでいることを調べる場面が描かれている³²。

貸出記録の管理は、コンピュータ式のシステムだけでなく、カード式を採用する場合でも、厳重に行われなければならない。当然、記入が終わったカードは、必要な統計を行った後(全体の読書傾向の確認など)、すぐに処分するか、利用者に返されるべきであり、いつまでも図書館内に保管される理由はない。それほど大きな問題ではないが、『素顔の風景』に登場する図書館員は、貸出カードを大量に溜め込み、し

この部分は電子化を希望しません
(この紙が貼ってある部分以外の箇所は
電子化を希望します)

30 杜野亜希著「ハーフ&ハーフ」『別冊花とゆめ』白泉社, 2001年6月号, p17
31 藤野真理著「図書室の彼」『水に絵を描く』第2巻, 集英社, 1998, p136-137
32 円山みやこ著『BISHOP』第2巻, 実業之日本社, 1992, p13-14

かも、その整理を図書委員に任せている。このあと図書委員は、ある男子生徒の貸出カードを個人的な理由で使用しており(図12)³³、こうした環境を作り出している図書館員の行動はやはり問題となるだろう。同様に、『ラブレター』(図13)の学校図書館もまた、過去の貸出データが全て残されるカード式の貸出システムが描かれている³⁴。「図書館の貸出記録はいつまでも残されている」というイメージが一般には強いのだろうか。

(3) 書架にない本の行方を調べる～「あの本を借りたのは誰？」

利用者の秘密を漏洩する図書館員の問題行動の中で最も多く見られたパターンが、ある利用者から書架にない本の行方を尋ねられ、その帶出者氏名を答えるという行動である。必要な資料が書架にないことを不満に思った利用者が問い合わせると、図書館員はいとも簡単にその帶出者氏名を答えてしまう。こうした場面は、登場人物同士が知り合うきっかけとなる場合が多く、物語上、特に重要なシーンとして描かれる傾向がみられる。

例えば、『君は僕の太陽だ』(図14)では、反抗的な行動をとる女生徒を学校の図書室で見かけた女子教員が、彼女の読んでいた本のタイトル(『星への旅』³⁵)を見て心配になり、女生徒が帰宅した後に、その本を借り出すという場面がある。後日、いつも読んでいる本が書棚にないことを不思議に思った利用者が図書館員にその本がどこにあるのか、と問い合わせると、図書館員は「ああ、あの本なら栗山先生が借りていきましたよ」³⁶とあっさりと貸出記録を開示する。

学校図書館員が登場する『夢幻伝説タカマガハラ』(図15)もまた同様のパターンである。ある女生徒がカウンターに置いてあった本を借りて帰るのだが、実はその本は、他の男子生徒が借りるつもりで、カウンターに一旦置いておいたものだった。その男子生徒は激怒し、「ここにあつた本は？」と図書館員に問う。すると、図書館員は「あ

この部分は電子化を希望しません
(この紙が貼ってある部分以外の箇所は
電子化を希望します)

この部分は電子化を希望しません
(この紙が貼ってある部分以外の箇所は
電子化を希望します)

33 高尾滋著「素顔の風景」『スロップマンションにお帰り』白泉社, 2000, p78-79

34 藤井みつる著「ラブレター」『強く愛い者たち』小学館, 1998, p135-137

35 吉村昭著、少年少女の集団自殺を美的に描いた実在の小説。教員は女生徒が自殺を考えているのではないかと心配して、その本を借り出す。

36 聖千秋著『君は僕の太陽だ』第2巻、集英社, 1992, p113

ら、いま借りてったけど」「五年一組の若狭っていうコよ」³⁷と答えていた。

『妖しのセレス』(図16)の学校図書館員は、利用者からの貸出記録の照会に対して、直接的には貸出記録を漏洩することはない。書架にない本の所在を尋ねる主人公に対して、女性図書館員は「貸出中」という素っ気なく返答するだけである。しかし、「誰ですか？ ちょっと急ぎで調べたいんで」と主人公が食い下がると、職員は不機嫌な表情で、「聞いてどうすんの？ また男子生徒だったら誘うってンじゃないでしょうね！」³⁸と嫌味を言うだけである。つまり、利用記録を漏洩してはいないが、利用者の問い合わせを断った理由は「プライバシーを守る」ためではなく、男子生徒に及ぶ女性への「嫉妬」であり、「利用者の秘密を守る」という意識は見られないである³⁹。

『夢の外は悪魔の森』(図17)もまた、貸出記録の照会に対する図書館員の回答の仕方に問題がある。借りたい本が書架に見当たらなかった女子大学生は、カウンターの職員に「大場二郎の『言語社会学』、見あたらないんですけど」と問い合わせ、誰が借りているのか教えて欲しい、と尋ねている。こうした問い合わせは、現実の図書館活動の中でもよくあることだが、「貸出中」という返答に止めるべきであり、帶出者に無断でその氏名を告げることはプライバシーの侵害行為となる。作品中の職員は、カードを見ながら「ああ、この本は貸出中です。茂原教授に」⁴⁰と答えており、貸出の事実だけではなく、帶出者氏名も明らかにしている。

公共図書館での漏洩シーンとしては、『ふられ竜の介』(図18)の一場面がある。全集の1巻が見つからずに問い合わせた女性利用者に対して、図書館員は「この1巻はたった今、あの人が借りていきましたよ」⁴¹と、指を差して帶出者を知らせている。利用者の氏名は教えていないが、個人を特定できるような方法であれば同じく問題行動となる。

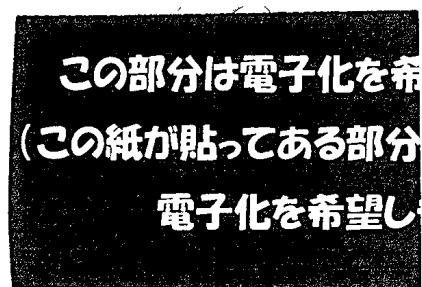


図16 『妖しのセレス』
©渡瀬悠宇／小学館

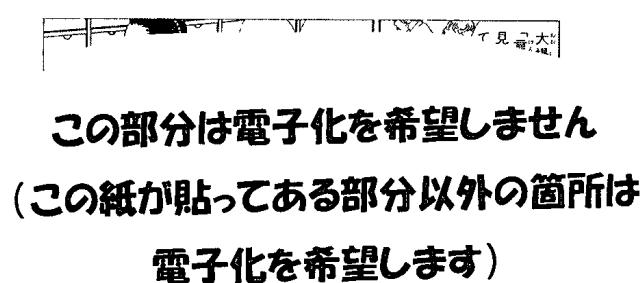
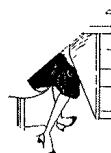


図18 『ふられ竜の介』
©織みゆき
／秋田書店

この部分は電子化を希望しません
(この紙が貼ってある部分以外の箇所は
電子化を希望します)



37 立川恵著『夢幻伝説タカマガハラ』第2巻、講談社、1998、p37-38

38 渡瀬悠宇著『妖しのセレス』第10巻、小学館、1999、p49-50

39 これより前に、主人公を取り合って、二人の男子生徒がケンカをするというシーが描かれており、図書館員はその場面を目撃している。(第9巻、p159-160)

40 鈴木雅子著『夢の外は悪魔の森』集英社、1987、p58

41 織みゆき著『ふられ竜の介』第3巻、秋田書店、1980、p94-95

『ドーナツブックス』(図19)では、プルーストの長編『失われた時を求めて』の1巻がいつもないことを不審に思った利用者の問い合わせに対して、「バカが読めかもしれないのに借りては次々に延滞するもんですから」⁴²と答える職員が描かれている。個人名は出ていないため、漏洩したということにはならないが、利用者の問い合わせに対して、なんの構えもなく利用事実の一部を答える図書館員が描かれていることには注意が必要である。

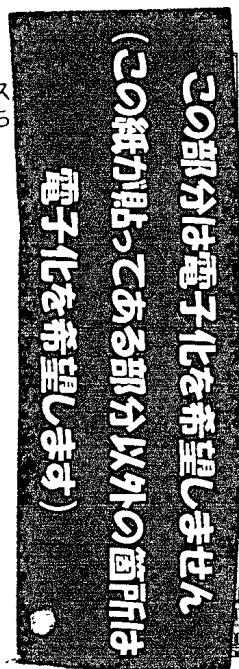
(4) 貸出記録の個人的利用(目的外使用)

言うまでもなく図書館において、利用者のプライバシーの一部である貸出記録を集め、管理する目的は、図書を管理することにある。当然、利用者から一時的に預かっているプライバシーに関する情報は、図書の管理という目的以外には使用することは許されないはずである。仮に図書館員同士であっても、興味本位に(図書館業務とは無関係に)利用者のプライバシーをのぞき見ることはできない。

1980年代に描かれた作品『女ともだち』では、女性図書館員が、本を借りた男性利用者の貸出カードを事務室内で暇つぶしに見るシーンが描かれている。この女性職員は、同僚職員がいる前で、利用者が借りた本のタイトルを見て、「五木寛之、井上ひさし、いかにも」と読み上げ、「図書館のカードって精神のカルテカードに似てると思わない?」とつぶやいている。貸出記録が個人の頭の中をのぞき見るツールになるという意識はあるが、プライバシーを扱う職業であるからこそ、それを興味本位でのぞき見てはいけない、という倫理観は描かれていない。同僚の職員もまた、「あんまり明るい趣味とは言えないわねえ」⁴³と指摘しているが、「職務上許されない行為」という注意の仕方ではない。図書館職員が退屈しのぎに利用者の借りた本の記録から個人の頭の中を勝手にのぞき見ていると誤解されるおそれあり、図書館を描く漫画として不適当である。

一方、『そっとゆびきり』(図20)における図書館員(館長)は、主人公の少女とアルバイトの男性図書館員(館長の孫)の仲を取り持つために、主人公の少女がアルバイト男性職員に内緒で借りていた本のタイトルを漏洩する場面が描かれている。館長は主人公に無断で「きのうきたんじゅよ、万葉集を返しにな」と書名を伝えている。しかも、主人公が万葉集を借りたことは、アルバイトの男性職員

図19
『トーナツブックス』
©いしいひさいち
／双葉社



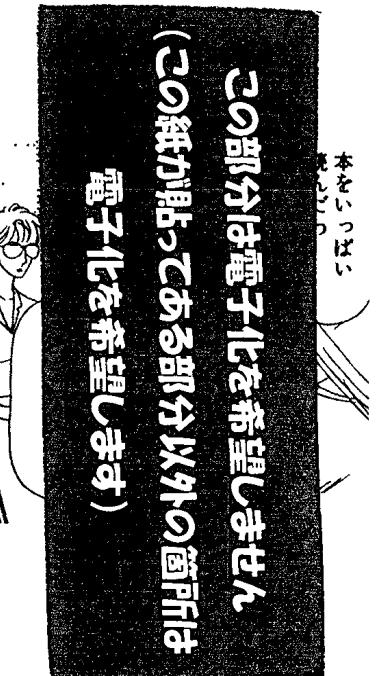
この部分は電子化を希望しません
この紙が貼ってある部分以外の箇所は
電子化を希望します)

図20 『そっとゆびきり』
©じみかすこ／集英社

42 いしいひさいち著『ドーナツブックス』(いしいひさいち選集第11巻), 双葉社, 1986, p127

43 紫門ふみ著『女ともだち』双葉社, 1984, p37

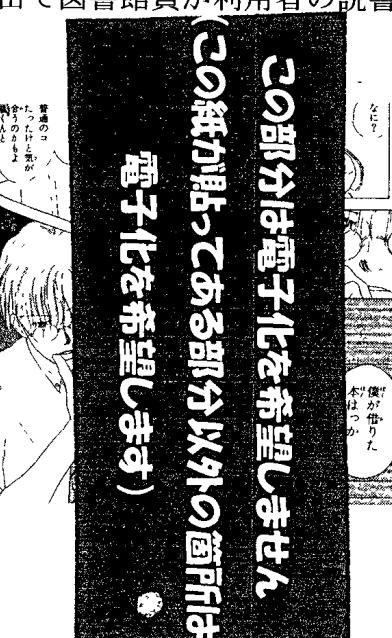
44 じみかすこ著「そっとゆびきり」「おばあちゃんの宝物」集英社, 1988, p176



には内緒の行動として描かれている。館長の言葉をきっかけに、主人公と男性職員は仲直りをしていることから、ストーリー展開上、大変重要な場面であることが分かるのだが、図書館員同士のやりとりであっても、図書の管理以外の目的での貸出記録の利用には変わらない。

『聖・三角形』(図21)では、不倫相手の大学教授と会話を合わせるために、彼が借りた本を調べ、片っ端から読みあさる女性職員が登場する。主人公はその動機を、「よせん、安アパート住いの田舎から出てきただけの元インテリ少女」が、「退屈な女と思われたくない」「必死であいつの調子にあわせて」「借りてた本を片っ端から追いかけて」「本をいっぱい読んだ」⁴⁵と語っている。しかし、「恋愛」という個人的な理由で図書館員が利用者の読書記録や読書傾向を調べることはやはり許されない。

『図書室の彼』(図22)では、学校図書館員と付き合っている男子生徒が、個人的な理由で利用者の貸出記録をのぞき見るシーンが描かれている。図書カードを落とした男子生徒は、たまたまコンピュータに表示されたある女生徒の貸出記録に目をやる。そこには彼が過去に図書室で借りた本のタイトルがズラリと並んでおり、男子生徒は「僕が借りた本ばつか……」と不審がる。しかし、隣りに座っていた女性図書館員は、こうした行動の一部始終を目にしていながらも、「なに？ ああソレ、さっき10冊も借りてた子だわ」⁴⁶と言うだけである。つまり、この図書館員は、貸出記録を個人的な理由でのぞき見た生徒に対して、特に注意することはないと伝え、図書委員でもない男子生徒がカウンターに座り、他の生徒の貸出記録をのぞき見るという行為に対して、なんの注意もしない図書館員が描かれることは大きな問題である。なお、この作品では、男子生徒は、自分の図書カードを拾い、同じ本を借りていた女生徒に対して、「コソコソ嗅ぎ回られるのイヤだな、気持ち悪い」⁴⁷と、その行動を責める場面も続いて描かれているが、あくまでもそれは「コソコソ」という行為に対する非難であり、同じ本を借りていたこと自体については、特に嫌悪感はないようだ。貸出記録がプライバシーであるという意識は一般にはほとんど理解されていないのだろうか。



45 橋本多佳子著『聖・三角形』双葉社, 1988, p29

46 藤野真理著「図書室の彼」『水に絵を描く』第2巻, 集英社, 1998, p138

47 藤野真理著「図書室の彼」『水に絵を描く』第2巻, 集英社, 1998, p144-145

図書館員が貸出記録を個人的な理由で利用する利用者を注意しないという行動は、『ラブレター』(図23)にも描かれている。ある日、「図書室の本を見てください」という差出人不明の謎のラブレターをもらった主人公は、友人とともに、これまで自分が借りた本を調べることにする。すると、1枚の図書カードに、もらったラブレターと同じ文字の男子徒の名前を発見する。その他の本にも彼の名前が記されており、主人公は彼が自分と同じ読書傾向を持つことを知る。彼はどのような人物なのか？通りかかった図書館員に彼の素性を問うと、職員は彼がすでに転校していると答える、という物語である⁴⁸。この作品での問題点としては、第一に、利用者記録(住所等)を開示している点が挙げられるが、公共図書館とは異なり、学校内において「転校した」という事実が利用者の「秘密」になるとは考えにくいため、この行動自体はさほど大きな問題ではない。それよりも、生徒が図書カードを別の目的(人探し)で使っていることに対して、図書館員が何も注意しないことが問題であろう。仮に、やむを得ない理由でカード式の貸出方式をとる図書館であったとしても、図書館員は、利用者に対しては興味本位で図書カードの貸出記録を使用しないことを指導する必要がある。

(5) その他の漏洩

漫画の中の図書館員は上記の他にも、さまざまな場面、方法で利用者の貸出記録を漏洩している。最後に、その他の漏洩行為と問題点を紹介しよう。

『DANDAN』(図24)では、本を借りに来た利用者に対して、職員は貸出中であることを伝え、「あら、次も予約入ってるわ」⁴⁹とつぶやく。この際、図書館員は、予約者のリストが書かれていると思われるノートを、利用者に見える位置で開いているように思われる。予約ノートに記された情報も貸出記録の一部であり、その取り扱いには十分注意しなければならない。

1980年代に描かれた『ドラねこ☆フーリング』(図25)では、貸出業務を終えた学校図書館職員が、カウンターに忘れられた図書カードを見つけ、同じクラスの女生徒に渡すように頼む場面がある。図書館員は書名と帶出者氏名が書かれたカードから借り主を察知し、「沖田さんにわたして」⁵⁰と頼んでいる。図

この部分は電子化を希望しません
(この紙が貼ってある部分以外の箇所は
電子化を希望します)

この部分は電子化を希望しません
(この紙が貼ってある部分以外の箇所は
電子化を希望します)

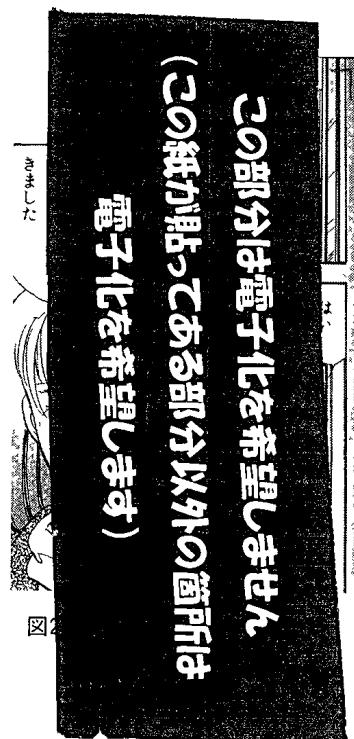
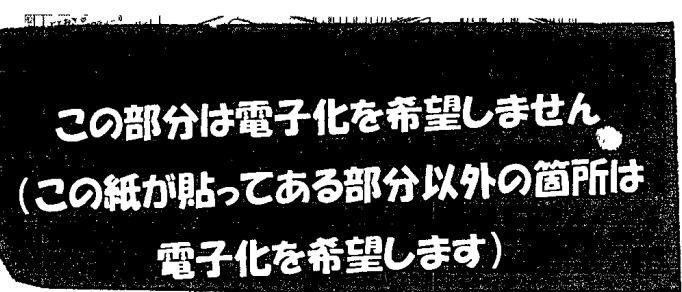
48 藤井みつる著「ラブレター」「強く夢い者たち」小学館、1998、133-138

49 石堂まゆ著『DANDAN』第1巻、角川書店、1995、p84

50 愛田真夕美著『ドラねこ☆フーリング』第1巻、白泉社、1982、p44-45

諾なしに、書名が書かれたカードを一般の利用者にあずけることはあってはならない。当然、図書館員が自ら届けに行くべきだろう。

オカルト作品『奇想図書・転生人魚』(図26)に登場する図書館員もまた、図書館員としてはあり得ない行動をとっている。ある日、1冊の人魚の図鑑(禁帯出扱い)に魅入られた主人公は、図書館員に頼み込み、その本を借り出すことに成功する。しかし、それは読んだ人を不幸にする本であり、主人公は過去に犯した殺人の報いを受けて死んでしまう。全てが終わった後に、図書館員は利用者宅に訪れ、貸し出した本を返却してもらうのだが⁵¹、そもそも、延滞もしていない利用者の自宅にまで図書館員が現れ、家族(この作品では妻)の目の前でその本を探し出すという行為に出ることはありえない。当然、こうした行為は、図書館を利用した事実だけでなく、借りた本を家族に知られる(見られる)ことになるだろう。(もつとも本作の図書館員は悪意を持って利用者を不幸に陥れる存在であり、そもそも図書館員の倫理とは無関係な人物として描かれているのだが)



3.2 来館事実・読書事実等の漏洩

図書館が管理しなければならないプライバシーは貸出記録だけではない。図書館内での利用者のさまざまな行動を記録した情報の中にも、貸出記録に匹敵するほどのプライバシーを含む情報が存在する。図書館員は当然、貸出記録とともに、これらの記録についても厳重に管理しなければならない。しかしながら、漫画作品の中では、貸出記録と同様に、利用者のプライバシーはほとんど蔑ろにされてしまっている。

(1) 来館事実・来館頻度・館内行動記録の漏洩

「図書館の自由に関する宣言」解説が記すように、利用者が図書館にやってきた事実(来館事実)や来館頻度もまた利用者本人に無断で開示することができない。一般に、図書館を利用すること自体は特に秘密にしたい行動というわけではなく、ある利用者が図書館を何月何日に利用したということ、または、図書館をよく利用しているという情報が第三者に伝えら

51 小山田いく著「奇想図書・転生人魚」『青色学級』秋田書店, 1996, p117-150

れることで、利用者本人が困ることはほとんどないだろう。しかし、「秘密」というものは、そもそも、人それぞれが、それぞれの事情の中で抱えるものであり、本来、図書館員が判断するべきことではない。さまざまな場合を考慮して、図書館員は利用事実を安易に(利用者本人に無断で)外部に開示すべきではない。宣言の解説には明記されていないが、対面朗読室や視聴覚用ブース等の館内におけるその他の利用事実もまた、図書館員は厳重に管理すべきだろう。

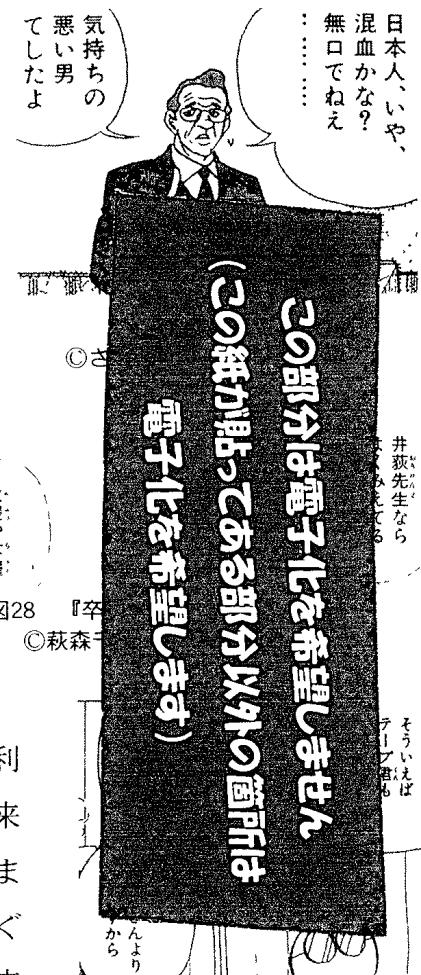
『ゴルゴ13』(図27)では、ある利用者に尋ねられ、同じ資料を少し前に利用していた人物の風貌を「日本人、いや、混血かな?」「無口でねえ……」「気持ち悪い男でしたよ」⁵²と詳細に答える国立図書館員が登場している。宮田英二氏が指摘するように、来館事実と読書記録の両方を無断で開示しており、図書館員として大いに問題のある行動だろう⁵³。

『卒業おめでとう』(図28)では、教員に思いを寄せる女生徒の問い合わせに対して、「井荻先生ならよくみえてるわよ、火曜や木曜が多いかな」⁵⁴と具体的に来館頻度を答える学校図書館員が登場する。また、

『ムーンドロップ町のかしこいうさぎさん』

(図29)では、「テープ君はまだ来ていないんですね」という利用者の問い合わせに対して、「お仕事なさってるんでしょ」「来るときはうさぎさんより早いですから」と答えている。「まだ来ていない」という来館事実は、狭い館内を見渡せばすぐに分かることであり、利用者の秘密には当たらないが、「来るときはうさぎさんより早い」⁵⁵という情報は来館頻度を示す情報であり、わざわざ伝える必要はない。

2001年に発表された『魔探偵ロキ』でもまた、来館記録を漏洩する職員が登場する。友人を捜して図書館にやってきた主人公達が「セーラー服の髪の長い子来ませんでした?」と尋ねると、職員は「入ってくる時見たけど…出てくのは見てないわねエ」⁵⁶と答えている。



この他、『紅茶王子』(図30)では、視聴覚室を併設する第2図書室・視聴覚資料室の職員が、視聴覚室の利用を申請し、利用中のため断られた生徒に対から、「何に使っているんですか?」と問われる場面がある。この職員は、「合同祭の反省会よ、三校の執行部が集まっているの⁵⁷」と答えており、無断で利用目的と利用者グループ名を開示している。こうした行為もまた「利用者の秘密を守る」という倫理に反することになるだろう。

(2) 読書事実・読書傾向の漏洩

図書館では、貸出記録と同様に、利用者の興味関心を示す重要な情報として、館内でのさまざまな利用記録を管理している。例えば、貸出をしない場合でも、利用者が館内である資料を閲覧したり、複写したりする際に、使用する資料の書名を図書館員が察知することがある。こうした情報は、「図書館の自由に関する宣言」解説では、「何を読んだかという読書事実、リクエストおよびレファレンス記録」「複写物入手の事実」と表現されており、貸出記録と同様に、その無断開示は禁止されている。現代では、AV資料等の館内閲覧記録も含まれると解釈できるだろう。

「読書事実」に加えて、図書館員は、職務を通じて知り得た利用者の「読書傾向」についても、第三者に無許可で開示することがあってはならない。例えば、「あの人は宗教のジャンルの本をよく読んでいる」「あの人はプロレタリア文学の本が好きでよく借りていますよ」といった回答は、具体的な書名こそ漏洩していないが、個々の読書事実を示すものであり、個人の思想調査において一つの手がかりとなりうる。無断で開示することは人権侵害につながるため、管理においては、貸出記録と同様に、十分な注意が必要である。

館内での読書事実を図書館員が無断で開示する作品としては、『MONSTER』(図31)がある。大学図書館にやつてきたある男性利用者が、絵本の閲覧中に図書館員の目の前で突然倒れてしまう。彼を心配して、入院先まで見舞いにやってきた図書館員は、病室のそばでその利用者の知人の女子学生に会うのだが、そのときに以下の会話を交わしているのである。

57 山田南平著『紅茶王子』第7巻、白泉社、1999、p171

図30
『紅茶王子』
©山田南平／白泉社

この部分は電子化を希望しません
(この紙が貼ってある部分以外の箇所は
電子化を希望します)



図書館員「そう…彼、退院したの！？」「よかったです……あの時は、どうなるかと思った……」
 女子学生「あなたの目の前で倒れたの？」
 図書館員「ええ…」「彼、本を捜していたの…、それで、あたしも一緒に捜していく…」
 女子学生「それで、突然？」
 図書館員「そうなの、叫び声をあげて……」「絵本、手に取ってね……こうページをめくつ
 てたら」
 女子学生「絵本…？」⁵⁸

つまり、この図書館員は、館内で起こった利用者の行動を詳細に伝えており、利用した資料のジャンル(絵本)を利用者に無断で明らかにしているのである。しかも、その後のシーンからは、この会話の中で、利用者が読んでいた絵本のタイトルを伝えていたことも判明する(図32)⁵⁹。これは明らかに「読書記録の漏洩」に該当するものであり、図書館員の行動としてはあってはならない行為である。

『教師にやらせな』(図33)では、ある男性生徒に思いを寄せる女性教師が、ライバルの女生徒の素性について図書館員に問い合わせる場面がある。ライバルの女生徒がどのような人物なのかと尋ねられた図書館員は、「文芸部の子でよく図書室に来るわよ」と利用頻度を明らかにした上で、「可愛いけど、文系も理系もいけるタイプで、いつも学年10番以内だつていうし…」とその素性を語り、さらに「なにせ、マルセル・プルーストの『失われた時を求めて』を全巻読破している本格派だし」⁶⁰と続けている。これらの行為は、明らかに、読書傾向、読書事実の漏洩行為に当たる。

『恋する毛糸玉』には、偶然、図書館の前で主人公と会った際に、図書館員が主人公の知人(恋人)のいる前で「この間のセーターどうした？」⁶¹と話しかける場面がある。この主人公は図書館の本を使ってセーターを編もうと考えており、図書館員はそのことを知っていて、知人のいる目の前で話しかけているのである。こうした図書館員の行動も読書傾向を漏洩したことになるだろう。

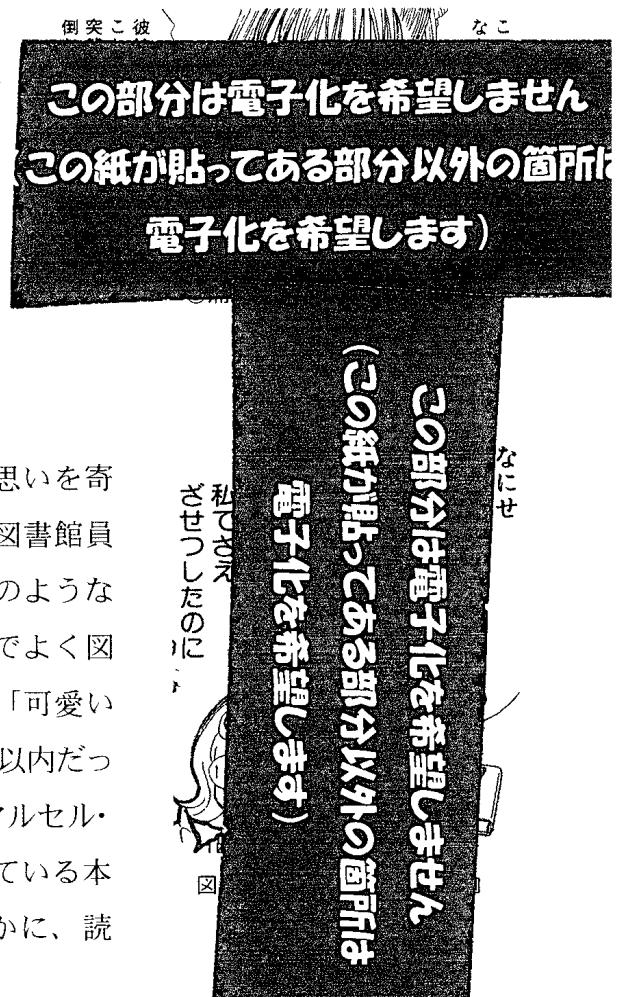
判断が難しい事例としては、『賢き愚人』(図34)がある。本作品では、殺人を犯した大学

58 浦沢直樹著『MONSTER』第8巻、小学館、1998、p119-120

59 浦沢直樹著『MONSTER』第8巻、p206、9巻、p47

60 酒井美羽著『教師にやらせな！』角川書店、1997、p107-108

61 森崎法美著『恋する毛糸玉』『月刊ザマーガレット』集英社、2001 3、p657-658



図書館員が、自らの犯行を告白する際に、「私がわるいのよ」「偶然、書庫室で見つけた昔の博士論文なんかを先生に見せさえしなければ」「先生がいつも論文で苦しんでいたから…それを参考にしてもらおうと」「でも…先生がそれを丸写しするとは思わなかつたの」⁶²と語っている。周囲にいた人物(警察

関係者を含む)は、探偵役の主人公(高校生)の謎解きの際に、論文のタイトルを聞いているため、この図書館員の行動は館内での行動と読書事実を利用者に無断で開示したことになるだろう。ただし、ここでは、3.1(1)で紹介した探偵役の図書館員による情報開示とは異なり、図書館員自身が犯人であり、読書記録の開示は供述において必要不可欠な行為となっている。「図書館の自由に関する宣言」では、警察機関からの図書館に対する情報開示請求に対しては、令状の確認を要件としているが⁶³、これを図書館員が事件の犯人となる場合にも当てはめて、令状(逮捕状)の確認がなければ、利用者の読書事実・貸出記録等を供述してはならないと解釈することは難しい。とはいえ、図書館員自身の身勝手な犯罪によって読書記録を警察に知られてしまうことは、利用者にとっては大変な迷惑である。現実にこうした事件が起こるとは考えにくいが、図書館員であれば、具体的な書名を伏せるなど、極力利用者のプライバシーを考慮した捜査協力を行いたい。

読書事実や読書傾向を直接的には伝える行為ではないが、利用者の館内行動を本人の承諾なしに第三者へと伝えてしまう行動も、若干の問題行動であると言えるのではないだろうか。例えば、『吉沢ツムリ事務所』(図35)では、ある女生徒の行動について、学校図書館の職員が「よく覚えてる。宮下君(主人公の名前)と同じくらい図書館に来てたもん」「でも本を読みに来てたワケじゃなかったけど」「あの子…宮下君を見に来てたの」「いつも宮下君の斜め向いに座って本読むフリして」⁶⁴と主人公(卒業生)に語っている。また、『本当のことを言おうか』の図書館員は、亡くなった利用者の行動について回想しながら、「本を読むことよりながめてるほうが好き」⁶⁵だったことを、利用者

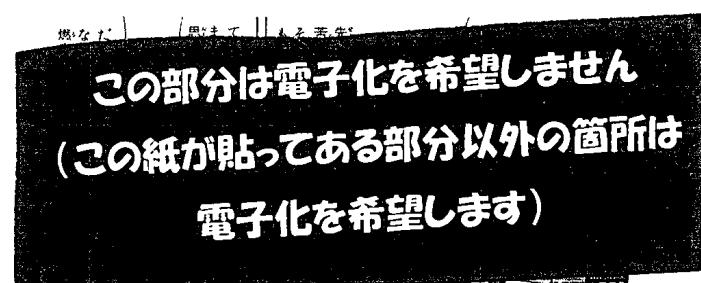
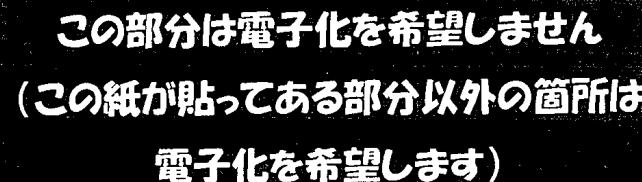


図34 『賢き愚人』
©森次矢尋／白泉社



©鯖玉弓／リイド社

62 森次矢尋著「賢き愚人」『鈴屋東高殺人事件－高校生探偵北詰拓シリーズ－』1989, p122-123

63 「図書館の自由に関する宣言」第3 図書館は利用者の秘密を守る「1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする」

64 鯖玉弓著『吉沢ツムリ事務所』リイド社, 1999, p42-43

65 佐野未央子著『本当のことを言おうか』集英社, 1991, p83

の弟(主人公)に語っている。この図書館員は次のシーンで、主人公が亡くなった兄の恋人に「どうして詠ちゃん(主人公の兄)が借りた本をあんたが読むのよ」「ここはね、わたしと詠ちゃんの思い出の場所なのよ！」と問いつめられた際に、主人公をかばって(主人公の目の前で)、「愁太郎くん(主人公)はお兄さんことを知りたかっただけよ」「だからお兄さんが読んだ本も一冊一冊、一語も読みこぼさないように…真似なんかしようとしたんじゃない」⁶⁶とも語っている。これらの発言・行動もまた、広い意味では読書傾向を示すものであると解釈すれば、やはり、図書館員として薦められた行為ではないだろう。

(3) 学校図書館員による他教員への相談行為としての漏洩

最後に、学校図書館における図書館員と教員間での利用記録の漏洩問題について考えてみよう。すでに述べたように、貸出記録や読書傾向などの図書館の利用記録は、個人の興味関心を探る上で一つの手がかりとなる。とすれば、児童生徒の私生活に深くかかわる形で教育を行う教員にとって、図書館における利用記録は、生活指導上、大変有用な資料となりうるはずである。実際に、全国図書館大会などでも、教員による読書記録の照会問題は取り上げられており、図書館員としての対応の難しさが報告されている⁶⁷。

渡辺重夫氏は、教員による児童生徒の貸出記録や読書事実の開示要求に対しては、以下のような考えに基づいて行動することが望ましいと主張する。

「図書館が利用者を特定図書と結びつける理由(何らかの貸出方式に基づいた貸出を行う理由)は、図書館資料を適切に管理するためであって、利用者という人を管理するためではない」「こうした理由は、学校図書館においても何ら異なるところはないのであって、児童生徒の読書傾向を調べたり、図書館利用の指導資料にするために読書記録があるわけではない」「“教育に必要な情報”の入手は、あくまでも本人が承知した上でなすべきであって、本人の知らない間に“こっそり”と入手すべきことではない。それが、人権に配慮した教育であり、学校図書館にもそうした運営が求められている」⁶⁸

塩見昇氏もまた、この問題に関して、以下のよう考え方を示している。「貸出記録には(中略)本来の用途以外にいくつかの使われ方があり得る」「しかし、利用者が資料を借りるためにのみ提供したデータは、資料が返却されれば当人に“返す”のが筋である。それを目的外に使うということは、当人がまったく予期していないことである。それが自分に対する判断の根拠となったり、指導資料ともなると分かれば、本来の読みたい資料を借りるという行為そのものが歪められることもあり得るだろう。それは他にどれだけのメリット

66 佐野未央子著『本当のことを言おうか』集英社、1991、p98-101

67 中島彰子著「第22回JLA学校図書館部会夏季研究集会報告—学校図書館と個人情報・教育の中のプライバシー」『図書館雑誌』86(11)、1992 11、p802-803

68 渡辺重夫著「個人情報の保護と学校図書館—プライバシー権と結びつけて(2)」『学校図書館』492、1991 10、p67-69

が想定されても、あってはならないことである」⁶⁹

つまり、貸出記録を初めとする図書館の利用記録は、本来、図書館資料を管理するためのものであり、児童生徒を管理する為のものではない。よって、生活指導を目的とした貸出記録や読書傾向の照会については、図書館員は原則として応じてはならず、応じる場合には、利用者本人からの承諾を得なければならないと考えることができる。図書館は、本来、生活指導のための情報を本人に内緒で集めるスパイ機関ではない。仮に、心配な生徒がいたとして、その利用者が図書館の常連であったとしても、図書館の記録から間接的に心の中を探ろうとするのではなく、教員自身が直接、本人から聞くということが、本来のあり方なのである。

本研究が調査した漫画作品において、教員が図書館員に対して利用記録を開示するよう要求する場面は描かれていない。しかしながら、この問題に関連する問題として、『やってらんねエゼ！』の図書館員の行動は注意が必要だろう。

本作品では、自分がHIVに感染しているのではないかと心配になつた男子生徒が、図書室の本を使ってHIVについて調べるというシーンが描かれている。図書館員はその行為を書架の影からたまたま見かけ、思い詰めた様子が気になって「何を調べたいの？」と声をかけるのだが、男子生徒は「いや、あー、健康関係の本ってここにあるだけ？」⁷⁰ と言って立ち去ってしまう(図36)。後日、図書館員は保健室に寄った際に、男子生徒の行動について、養護教員に「どうもエイズについて調べてたようなのよ」「ただの興味本位って感じじゃなかったから気になつて…」⁷¹ と相談をしている(図37)。

もちろん、ここで図書館員の行動は利用者の承諾を得たものではない。同じ学校の教員ではあるが、養護教員は明らかに図書館外部の人間であり、「エイズの本」とは利用者の読書傾向を開示する行為である。本事例は、上に挙げた、生活指導を目的とする教員による情報開示の要請とは、図書館員が自ら情報を開示するという点で異なっているが、図書館員が、図書館員以外の学内の人間に、教育(生活指導)目的で、かつ本人に無断で、読書記録・読書傾向を開示するという点は全く同じである。

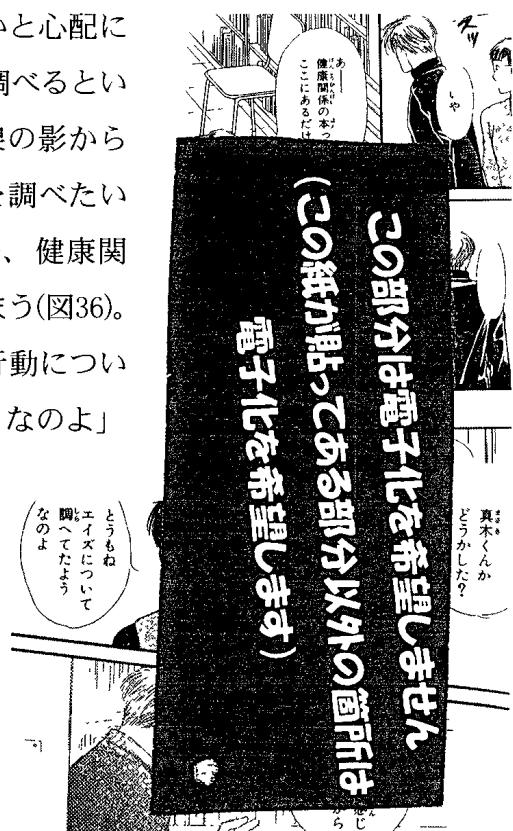


図36(上)、図37(下) 『やってらんねえぜ！』
©秋月こお・こいでみえこ／徳間書店

69 塩見昇著「プライバシーの尊重」『学校図書館』507, 1993.1, p30-31

70 秋月こお・こいでみえこ著『やってらんねえぜ！』第5巻, 徳間書店, 1998, p67-68

71 秋月こお・こいでみえこ著『やってらんねえぜ！』第5巻, 徳間書店, 1998, p120-123

既に述べたように、自分が読んだ本の内容を図書館員が外部からの要請に対して安易に開示する図書館があるとすれば、その図書館を利用する人間の読書行為は、本来のものとは違う形に歪められてしまう可能性が非常に高い。学校図書館もまた、児童生徒が読んだ本のタイトルを教員に報告することがあるとすれば、児童生徒は教員に知られてもかまわない本しか手に取らなくなるだろう(あるいは図書館を利用しなくなるだろう)。こうした状態は、「知る自由」「読書の自由」を保障する図書館としての機能をすでに失っており、もはや「図書館」とは言えないものである。生活指導が目的であったとしても、利用者に無断で図書館員が生徒の読書傾向を外部に漏らすことは、一般的な「図書館員の倫理」にはそぐわない行動であると言える。

しかしながら、「利用者の秘密を守る」という職務をまっとうすることは、一方で、心配な利用者を放置することにもなってしまう。公共図書館とは異なり、学校図書館には「読書指導」というサービスを通じて、個人の成長を「望ましい方向へ導く」という指導的な役割も期待されている⁷²。個人の読書に全く干渉しないということは、教育サービスに従事する学校図書館員のあり方として問題となるだろう。そもそも、高校生にとって、「HIVに感染しているかもしれない」という不安は一人で抱え、解決できる問題とは到底考えられない。教員を初めとした大人の助言も必要である。その際、心身の健康について、養護教員のアドバイスを求めることは、学校内において当然の行為であると考えることもできる。

とすれば、『やってらんねエゼ!』にみる事例のように、利用者の不審な行動を察知した場合には、「読書に干渉しない」という方針の下で、完全に利用者を放つておくことではなく、利用者の秘密を最大限守りつつ、利用者の悩みを解決するような働きかけが必要となるのではないだろうか。

まず行わなければならないことは、図書館員自身による図書館サービスを通じての対応を検討することだろう。HIVの問題が高校生にとって身近な問題となっているとすれば、問題に関連する資料を積極的に集めたり、資料展示の企画などを通じて、問題意識を高めることも可能である。学校図書館には読書を通じてのカウンセリング機能も期待されている。例えば、小松田知子氏は「中学受験の不安を抱えた6年生など、純粋に読書を楽しみたいという子供たちの他にも、不安な心を抱えた子供たちが来館してくる。司書教諭が、一人一人に声をかけ、不安を取り除けるような本を推薦してあげると、すぐるように借りていく姿がある」と報告している。児童生徒からの相談があれば、それぞれの悩みを解決できるような本を推めるという形でのサービスも可能だろう。

72 「読書指導」 子供の発達に応じて、文字を読むだけではなく、適切な読書への動機付けを行って、文章を鑑賞し、読書能力を高め、それによって自己の生活を充実させ、ひいては子供の人格を望ましい方向へ導くとともに、社会に適用していく能力を身につけさせること。(日本図書館学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語辞典』丸善、1997、p146)

73 小松田知子「司書教諭のいる学校図書館」『学校図書館』1997.3、p30

個々のケースが、図書館員による相談、対応では難しいと判断した場合は、教育サービスの専門家(養護教員、他の教員など)に相談することも検討したい。そもそも図書館員は、情報の専門家ではあるが(司書教諭は教育の専門家でもある)、カウンセリングの専門的な知識を持たない。その児童生徒についてよく知っている担任や同僚の教員へアドバイスを求める必要がある。ただし、その際には、利用者のプライバシーについて十分に配慮したい。図書館外部の人間に、読書記録・読書傾向等の情報を含む利用者個人の館内での行動についての相談を行う際には、第一の段階としては、利用者の学年、個人名、性別は、原則として伏せて行うべきである。養護教員、スクールカウンセラー等の外部の専門家への相談後に、彼らが悩みを抱える利用者との直接的な対話・相談を求める場合は、図書館員自身から利用者に対してカウンセラー等との相談を勧めるべきだろう。その際、図書館員は一切、外部に利用記録を開示していないことを告げた上で、外部機関に相談するか、しないか、は利用者自身の決定にゆだねる。利用者が相談を拒否する場合でも、できるだけ利用者自身から相談に行くように説得を続けたい。

『やってらんねエゼ!』にみる図書館員の行動については、外部の専門家への相談そのものは特に問題のある行為とは言えないだろう。ただし、この図書館員は、図書館サービスを通じての問題解決を検討しておらず、しかも、相談の際に利用者の承諾なしに個人名を挙げている。図書館員の行動としてはやはり軽率であるように思われる。

図書館員と教員との関係についての問題としては、この他にも延滞事実の漏洩が挙げられる。例えば、『恋とマシンガン』(図38)では、延滞督促に応じない生徒のもとを訪れた図書館員が、別件でやって来た教員に「あんたもこいつの取り立て?」と尋ねられ、「そうですけど⁷⁴」と答える場面が描かれている。図書館によっては、延滞者氏名や冊数、返却期限等を掲示板等に張り出す場合もあるが、返却義務を怠った利用者の貸出記録は守られる必要がないと安易に考えるのは危険であろう。特に学校図書館員の仕事の中には、児童生徒に図書館を利用する上での公衆道徳を教えることも含まれている。安易に延滞事実を教員に伝え、協力を求めるのではなく、まずは図書館員自身による指導を考えたい。

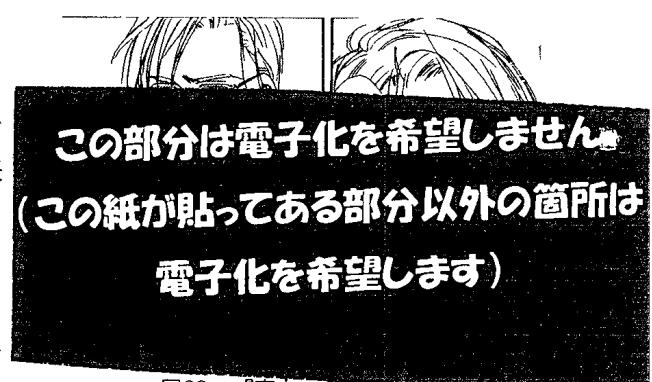


図38 『恋とマシンガン』
©徳丸佳貴／桜桃書房

74 徳丸佳貴著『恋とマシンガン』 桜桃書房, 1998, p22

3.3 個人情報の漏洩・個人的使用

最後に、利用者の住所氏名、家族構成等の個人情報の管理について考えてみよう。図書館に限ったことではないが、業務上、利用者から預かっている個人情報というものは、厳重に管理されるべきであり、安易に外部に開示することは許されない。

例えば、『Papa told me』に登場する図書館員は、男性利用者のプロフィールを詳細に主人公に話している。ある日主人公は、「単に冷房の効いた遊び場ではない」という信念を持つ男性利用者が館内で騒ぐ子供を注意し、その母親と口論になる場面を見かける。主人公は、カウンターの職員に「あのおじいさん、どういう人ですか?」と尋ねるのだが、職員は「ああ、遠山さん」と個人名を伝えた上で、「えらい学者」であること、「図書選定委員」であること、子供の読書ルームの建設に関して反対しており、他の利用者と対立していることを詳細に告げている⁷⁵。主人公は小学生であるが、だからといって個人情報を安易に告げていいわけではない。

『ALEXANDRITE』(図39)に登場するアルバイト職員は、主人公から「中退した学生も含めた名簿とか見られないかな」と頼まれている。「そういう記録は(中略)プライバシーに関わることだし」⁷⁶と一度は依頼を断るのだが、結局は、専任職員に内緒でその記録を利用者に渡している(中退者名簿は図書館のコンピュータからアクセスできるようになっている)⁷⁷。個人情報は安易に外部に開示してはならないという問題意識は見られるが、プライバシーを守ることと図書館職員の義務とは結びつけられていないようだ。

『LUV～愛とか、恋とか。～』(図40)では、図書委員の男子生徒に思いを寄せる主人公に対して「シッキー(男子生徒の名前)のお家って、地方の旧家でキビシイのよ」「問題起こすとつれ戻される」と、生徒の家庭環境を伝える図書館員が登場する。もちろん、利用者の承諾を得ているわけではない。

利用者の個人情報を、図書館員が個人的な目的で使用するという行為もいくつかみられた。近年の解釈として、個人情報は目的に応じて使用されなければならないとされている。第三者への漏洩ではないが、個人情報の目的外使

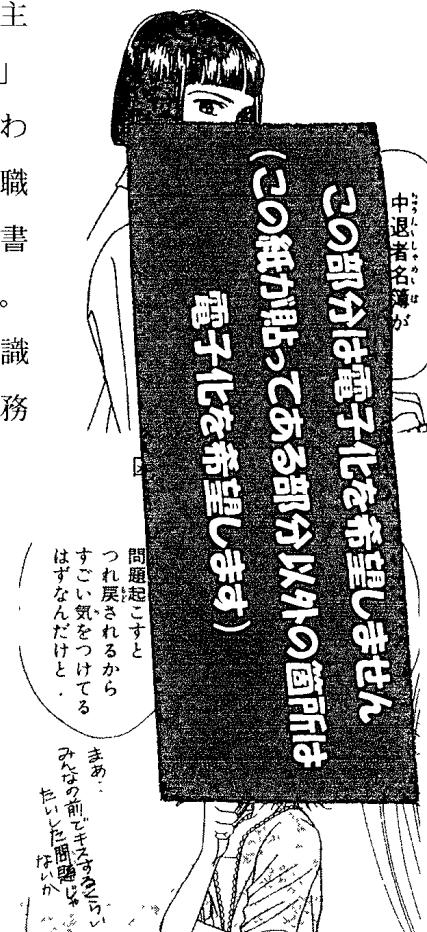


図40 『LUV～愛とか、恋とか。～』
©兄崎ゆな／小学館

75 棚野なな恵著『Papa told me』第17巻、集英社、1996、p151-155

76 成田美名子著『ALEXANDRITE』第2巻、白泉社、1992、p84-88

77 成田美名子著『ALEXANDRITE』第6巻、白泉社、1992、p58-63

78 兄崎ゆな著『LUV～愛とか、恋とか。～』第1巻、小学館、2001、p150

用もまた人権侵害行為となるだろう。

例えば、『日常茶飯事』では、興味を持つ利用者の個人情報(氏名)を貸出カードをつかってチェックする女子職員が登場する⁷⁹。利用者データを自由に閲覧できる立場であるからこそ、そのモラルが問われる。同様に、『図書館であいたい』(図41)では、アルバイト職員が、同僚と、同僚と交際しているらしい利用者の貸出カードから、その個人情報を無断で閲覧し、名前・出身校を調べるシーンが描かれている⁸⁰。「利用者の秘密を守る」という倫理は、「図書館活動に従事するすべての人びとに化せられた義務」である⁸¹。アルバイト職員であっても、利用者データを個人的な興味で閲覧することは許されない。

おわりに

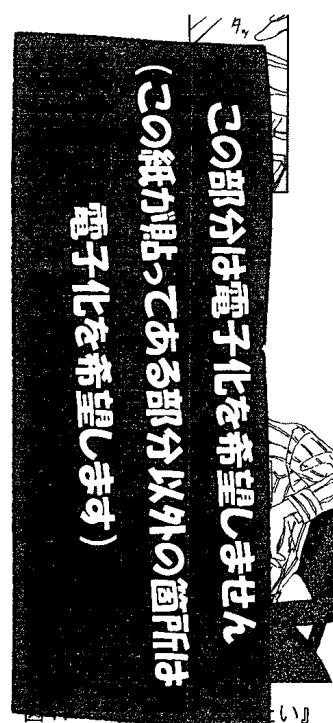
漫画作品の中には、図書館・図書館員が多く描かれている。

漫画という表現分野において、図書館は決して遠い存在ではない。

しかしながら、漫画作品に登場する図書館員の行動を、「図書館の自由」という観点から再考すると、「利用者の秘密を守る」という図書館員の倫理とは正反対の行動が多く描かれていることが明らかとなる。「図書館員とは何か」という本質的な部分は、漫画作品を描く作家、漫画作品を編集出版する出版者のレベルでは、ほとんど理解されていないのが現状である。利用者の秘密を漏洩する行為の大半が、漫画特有の誇張や冗談という表現方法を伴わないことに注目すれば、それを受け止める読者のレベルにおいてもまた、「利用者の秘密を守る」という図書館員の倫理は誤解されたまま伝わっている可能性が高い。

しかも、利用者の秘密を漏洩する図書館員は、古くは1980年代初めから、2001年の作品まで、繰り返し描かれ続けている。その一方で、「利用者の秘密を守る」ことが図書館員の重要な仕事であるという認識は、漫画作品の中ではほとんど描かれておらず、描かれている場合でも、『幻境図書館』や『探偵日記』のように、その本質が理解されているとは言えない状況にある。残念ながら、漫画作品については、依然として歪んだ姿で図書館員が描かれ続けているというのが、現時点までの調査結果をもとにした結論である。

ところで、「利用者の秘密を守る」または「図書館の自由」という概念が、漫画作品において、なかなか定着しないのはどうしてだろう？もちろん、「図書館の自由」という概念は、専門的な概念であり、図書館学を学ぶ人間にとってもまた本質的な部分をつかみ取る



©今市子／白夜書房

79 新井理恵著『日常茶飯事』小学館, 1995, p53

80 今市子著「図書館であいたい」『COMICイメージ』Vol.8, 1993, p167, p174

81 「図書館員の倫理綱領」第3

のはなかなか難しい。専門的な視点からみた図書館員像と図書館学を専門的に学んだことがない(であろう)漫画作家や出版者のレベルで見た図書館員像が異なるのは当然とも言えるかもしれない。その他の専門職がメディアの中で描かれる場合でも、例えば、警察官が銃を自宅に持ち帰るなど、現実にはあり得ないストーリーが横行している。職業の専門性とは往々にして一般には理解されにくいものなのかもしれない。

しかし、問題は果たしてそれだけなのだろうか。筆者は、その一つの原因として、「図書館の自由」という概念が、図書館の現場において、本質的に理解され、実践されていないことがあるのではないかと考えている。もちろん、貸出記録や読書傾向などの漏洩行為が現実に行われることはほとんどないだろう。しかし、業者が設計する図書館の貸出システムの中には、貸出記録が資料返却後も消去されずに保管され続けるものもあると耳にするし、記入済みの複写申込み用紙がコピー機脇に放置されているセルフサービス式のコイン複写サービスを行う図書館を見たこともある。大学図書館では、近年、一般市民への開放が進んでいると言われているが、一般利用者用の入館受付簿が入り口ゲート付近に放置されているところもある。受付簿や複写申込書には、利用する資料や目的、住所や氏名、電話番号を記入することが多く、個人情報の保護という観点から見て大変危険なシステムであろう。つまり、こうした図書館環境が、利用者のレベルでのプライバシーに対する感覚を麻痺させ、図書館員の倫理としての「利用者の秘密を守る」ことの重要性への理解を妨げているのではないか、と筆者は考えるのである。

あるいは、図書館の利用記録が果たしてプライバシー、つまり「利用者の秘密」にあたるのか、という社会的なコンセンサスの有無も、その妨げとなっているのかもしれない。一般に「図書館」という場所は「勉強をする場所」であり、「まじめな場所」というイメージが強いと言われる。とすれば、一般的には、「他人に知られて恥ずかしいような本は、そもそも図書館には置いていない」という考えが定着しているのではないだろうか。例えば、『前向き100%』(図42)では、人気の無い図書館を利用者で一杯にしようとする「まんがや雑誌とか読みやすいものをいっぱい入れて」と提案する図書委員の主人公に対して、「学校図書館は地味で静かでむづかしい本をひっそり読む場所なの」⁸²と強固に反対する図書館員(司書教諭)が登場する。また、現実の図書館に目を転じても、

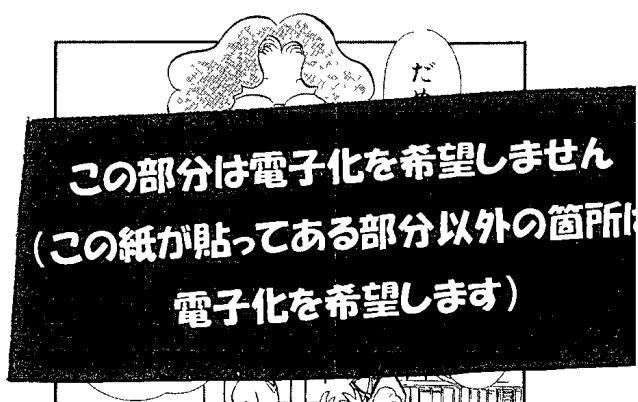


図42 『前向き100%』
©竹本泉／主婦と生活社

82 竹本泉著「前向き100%」「むきもの67%」主婦と生活社, 1997, p17-18

自殺マニュアル本やヌード写真集を公共図書館に置くということだけで、さまざまな議論が起こっているし、過去に収集した資料であっても、『ちびくろサンボ』のように、何らかの問題が起こるとすぐに書架から排除されてしまうこともある。これでは、「読書の自由」と「図書館の自由」は結びつきにくいし、図書館には「良書」だけでなく、「良い」「悪い」という価値判断を越えて、さまざまな本が収集されているという意識も根付きにくいだろう。

本論文では取り上げなかったが、漫画作品において、「図書館の自由」「図書館員の倫理」が誤って描かれる事例は、「利用者の秘密を守る」ということに関してだけではない。例えば、『きこちゃんすまいる』(図43)という

漫画作品では、児童図書館において「発禁図書ばかり借りたがる」幼稚園児が登場し、ト書きにおいて、図書館員から「じつはけっこうケムたがられている」と紹介されている。ここで言う「発禁図書」とは『ちびくろサンボ』のことであり(作中では「ち〇くろサ〇ボ」と表現されている)⁸³、資料提供の自由という職務に関して、あいまいな態度が描かれていることが分かるだろう。こうした態度もまた、現実の図書館、図書館員の姿を反映させたものなのかもしれない。

ともあれ、「利用者の秘密を守る」という図書館員の倫理が、社会の中で定着するためには、もう少し時間がかかるのだろう。そして、「図書館の自由」という理念を定着させるためには、やはり「図書館の自由」を現実のサービスで正しく実践することしか方法がないと筆者は考えている。そのために、私たちはまず、「図書館の自由」という概念について謙虚に学ばなければならない。本論文がその一助となれば幸いである。(2001年9月30日)

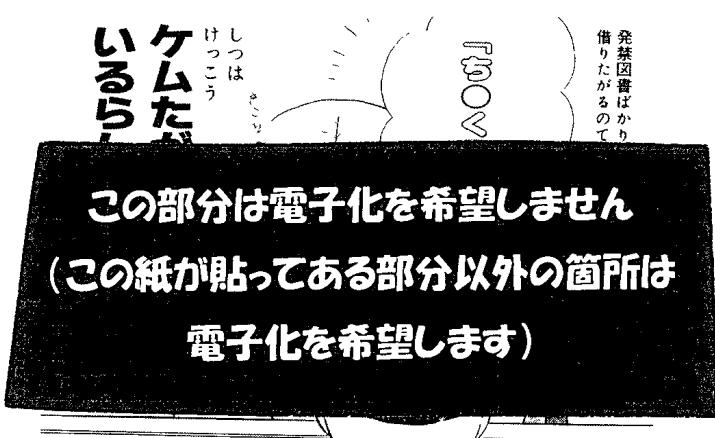


図43 『きこちゃんすまいる』
©布浦翼／講談社

83 布浦翼著『きこちゃんすまいる ワイド版』講談社, 1993, p87

付 記

嘉手苅千鶴子先生とは、専攻分野は違いますが、同じ学科の教員として、人生の先輩として、いろいろなことを教えていただきました。また、昨年、先生が図書館長として就任されてからは、大学図書館のあり方についてお話しする機会も増えておりました。嘉手苅先生の大学図書館への展望と熱意には、勉強させられることも多く、大変貴重な時間でした。先生の発案で始まった映画鑑賞会や市民サービス、レファレンスの充実など、本学図書館でもさまざまな試みが始まり、ようやく軌道に乗ったときの、突然の訃報でした。図書館長としての在任期間は1年間でしたが、先生の図書館への想いは大きな足跡となって残っています。嘉手苅先生のご冥福を心からお祈りします。